長洲町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年７月

長洲町教育委員会

目　次

１　計画の趣旨・現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容　・・・２

５　関連する取組、今後のフォローアップについて・・５

１．計画の趣旨、現状

（１）計画の趣旨

本計画では、長洲町立学校における教職員の働き方改革を推進するため、教職員のウェルビーイング（心身の健康と幸福）の向上を図り、働きやすい環境を整えることに努める。

また、「持続可能な教育体制の構築」と「教育の質の向上」を両立させることにより、将来にわたって長洲町における教育の質を維持することを目指す。

（２）長洲町の現状

長洲町では、令和２年８月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「長洲町立小中学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、長洲町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校：４校	月３５．１時間	２４．６％	０．９％
中学校：１校	月４６．１時間	４５．１％	６．８％

時間外在校等時間が４５時間を超える割合が中学校で４５．１％と非常に多くなっている。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

２．目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

（１）時間外在校等時間に関する目標

・１ヵ月時間外在校等時間が４５時間以下の割合を 100%にする。

・１年間における１ヵ月時間外在校等時間の平均時間を３０時間程度にする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を１０日以上にする。
【令和６年度平均７．５日】

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を３%まで減少させる。【令和６年度平均４．６%】

・ストレスチェックにおける健康リスクの値を７０以下とする。
【令和６年度平均７６．８】

・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

３．計画の期間

令和８年度から令和１１年度までとする。

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

①　学校以外が担うべき業務

ア　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ　児童生徒が補導された時の対応

・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

・地域学校協働活動の実施状況に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって連絡調整を行うが、当該地域学校協働活動推進員等と学校間において、教頭に責任や負担が集中しないよう教職員間の適切な役割分担を行う。

エ　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

②　教師以外が積極的に参画すべき業務

ア　調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

イ　ＩＣＴ機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理

・教育委員会と学校が連携を図りながら、情報担当職員及びＩＣＴ支援員が中心となって行いつつ、安定したネットワーク環境を維持する。

ウ　体育館等の施設・設備の管理

・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において年度中に外部委託を行う。

エ　部活動

・原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

③　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア　授業準備、学習評価や成績処理

・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用し、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

イ　支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの関りを重点化し、教育職員と連携・協働できる支援体制を構築する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

①　各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

②　当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

③　勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設定を行う。

（３）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

① 時間外在校時間が１か月１００時間を超える職員又は直近２～６か月間のいずれかの平均で８０時間を超える職員については、医師による面接指導を実施する。

② １１時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

③ ストレスチェックの実施率を１００％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

④ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

⑤ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

⑥ 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワーク等の柔軟な働き方を推進する。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

（１）取組の着実な実行を図るため、町立学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

（２）学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

（３）時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

（４）教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照

らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

（５）各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

（６）保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。